

3(61) 削減量クレジットの税務処理(続き2)

■総量削減義務と排出量取引制度の税務処理についての東京都からの照会に対する東京国税局の回答

5 超過削減量(クレジット)の無効化に係る税務上の取扱い

(平成30年11月 東京国税局回答 <http://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/hojin/181107/index.htm>)

【法人税】 無効化した日(一般管理口座から無効化口座に移転した日)の属する事業年度に、当該クレジットの移転時の帳簿価額を損金の額に算入

(注) 削減義務者が東京都からクレジットの発行を受けた場合(オフバランスの場合)には、上記の処理を行わなくても差し支えないものとされている。

【消費税】 課税対象外

- 都内中小クレジットを無効化する場合の税務の取扱いについては、超過削減量(クレジット)の取扱いと同様とする。
(平成30年11月、東京国税局口頭回答)

6 東京都への超過削減量(クレジット)の無償提供に係る税務上の取扱い

(平成30年11月 東京国税局回答 <http://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshokaito/hojin/181107-2/index.htm>)

【法人税】 無償提供をした日(当該事業者の一般管理口座から東京都の一般管理口座に移転した日)の属する事業年度に、当該クレジットの無償提供時の価額に相当する金額を東京都に対する寄附金の額として損金に算入

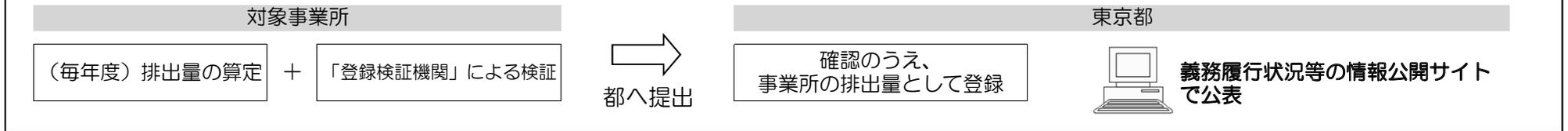
(注) 削減義務者が東京都からクレジットの発行を受けた場合(オフバランスの場合)には、上記の処理を行わなくても差し支えないものとされている。

【消費税】 課税対象外

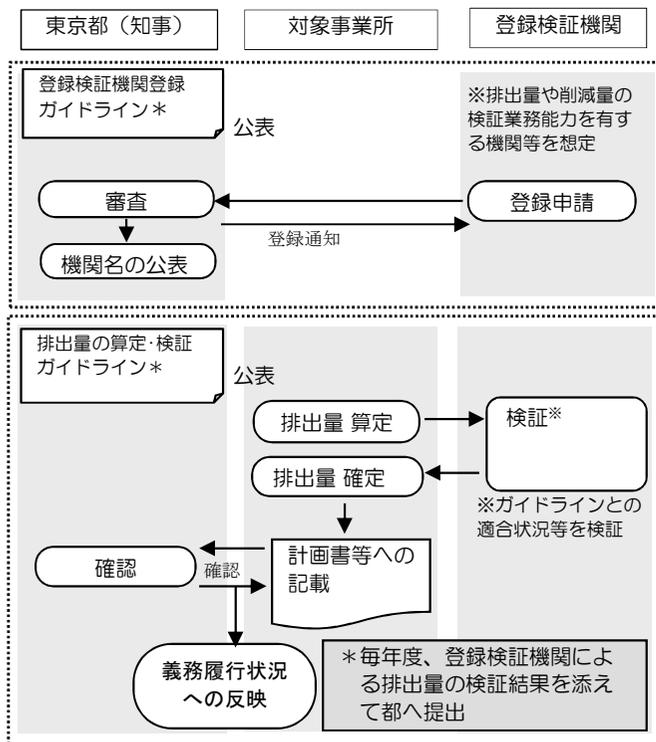
- 都内中小クレジットを東京都へ無償提供する場合の税務の取扱いについては、超過削減量(クレジット)の取扱いと同様とする。
(平成30年11月、東京国税局口頭回答)

3 (62) 各年度の排出量の算定と検証

●「削減義務の履行」「排出量（削減量）取引」を、公正なものとするため、排出量（削減量）の確定行為は重要

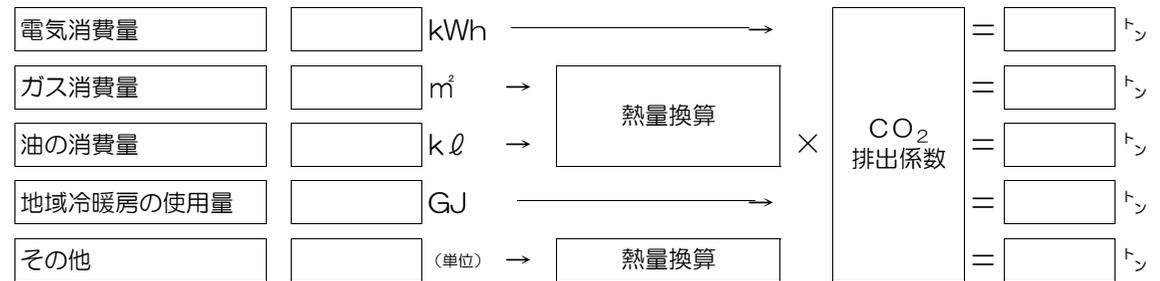


■温室効果ガス排出量（年間）の報告フロー



算定の例

◆事業所の年間エネルギー消費量の算定 → 年間CO₂排出量へ換算



※必ず「登録検証機関」の「検証」を得ることが必要であるもの
 総量削減義務の対象となる温室効果ガス
 （「特定温室効果ガス」：燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO₂）

特定温室効果ガス排出量算定・検証ガイドラインを参照

●検証を実施する登録検証機関（検証主任者の要件）以下の要件+都の講習会修了
 本制度における検証業務、省エネ診断業務、ISO14001審査業務、ISO50001審査業務、CDM有効化審査業務/検証業務、試行排出量取引/国内クレジット/JVETS/JVER/Jクレジット/ASSET検証業務、埼玉県制度における検証業務を、過去3年以内に合計10件以上

登録検証機関のリストは、都環境局HPにて公表

3 (63) 駐車場、倉庫、小学校などの小原単位建物の取扱い

- 複数の建物を有する事業所において、その事業所の主たる事業以外の事業のみに使用されており、かつ、CO₂ 排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物（小原単位建物）がある場合は、当該建物の CO₂ 排出量を基準排出量及び年度排出量の算定から除外できる（原油換算エネルギー使用量には含める。）。
- 除外する CO₂ 排出量は、「エネルギー使用量の実測」又は「小原単位建物における原単位に当該床面積を乗じて推計」での算定

● 小原単位建物の要件

複数の建物を有する事業所であって、次の①から③までの全ての要件を満たすこと。（複数建物で要件を満たす場合は、合計で基準排出量 10%以下まで除外可）

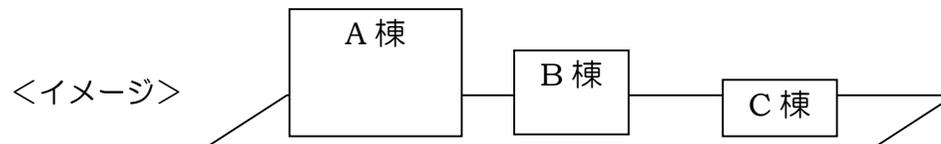
要件① CO₂ 排出原単位が 25kg-CO₂/㎡以下である建物

- ・ エネルギー使用量が実測されていること。
- ・ ただし、駐車場、倉庫、小学校など*は、25kg-CO₂/㎡以下であることが一般的であるので、計測必要なし。
- ・ 当該建物において、工事等による CO₂ 減など特異的な状況の場合は除く。

要件② 当該建物が、事業所の主たる事業以外の事業に使用されている建物であること。

- ・ 主たる事業とは、当該事業所における事業の中で CO₂ 排出量が最も大きな事業
- ・ 事業所の主たる事業に関わる者が使用する駐車場、主たる事業の生製品の倉庫などは、本要件に該当しない。

要件③ 当該建物の CO₂ 排出量が基準排出量の 10%以下であること。



	A 棟	B 棟	C 棟
要件①原単位	83kg-CO ₂ /㎡	34kg-CO ₂ /㎡	20kg-CO ₂ /㎡
要件②事業	主たる事業	主たる事業	・主たる事業以外 ・主たる事業との関連性なし
要件③基準排出量に対する割合	60%	40%	10%
全ての要件	不適合	不適合	適合

● 除外する CO₂ 排出量の算定方法

小原単位建物として除外する CO₂ 排出量は、次の①又は②の方法で算定。要件確認時に算定し、小原単位建物の床面積の増減がない限り、計画期間中は同じ量を除外する。

- ア. 駐車場、倉庫、小学校など*の場合は、25kg-CO₂/㎡に、当該床面積を乗じて算定
- イ. ア以外の場合は、当該建物のエネルギー使用量の実測値から CO₂ 排出量を算定（上限 25kg-CO₂/㎡）

● 除外対象及び除外方法

原油換算エネルギー使用量	除外不可 ×	原油換算エネルギー使用量からは除外できないので、指定(特定)地球温暖化対策事業所（年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL 以上）としての義務はこれまで同様
基準排出量	除外	除外する場合は、年度排出量だけでなく、基準排出量からも除外しなければならない。
年度排出量	可○	

※除外された範囲についても、可能な範囲での削減対策の推進を行うこと。

● 手続

要件の確認は、第2計画期間の基準排出量を決定（改定を含む。）する際に、1回のみ行う（検証対象外）。

	第1計画期間		第2計画期間	
	… 2014		2015	~2019
2014 年度までに特定地球温暖化対策事業所となった事業所	【要件確認】 基準排出量の再計算の際(計画書提出時)に根拠書類添付のうえ、都に申請		以降、毎年度、年度排出量から除外 ※小原単位建物の床面積の増減がない限り、計画期間中は同じ量を除外する。(除外量は検証対象外)	

2015 年度以降に特定地球温暖化対策事業所となる場合は、基準排出量決定の際に申請

※ 駐車場、倉庫、小学校など・・・駐車場、倉庫（換気・照明のエネルギー使用が主であって、保管物の温度管理を常時行っていないものに限る。）、幼稚園、小学校及び中学校又は高等学校

3 (64) 特定計量器の取扱い

● 「第1計画期間の取扱い」

- ✓ 燃料等使用量が、購買伝票等により把握不可能である場合は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測把握も可能
- ✓ 2014年度末までは、取引又は証明に使用可能な計量器ではない計量器による実測把握も可能

● 「第2計画期間以降の取扱い」

- ✓ 2015年度（第2計画期間）以降は、取引又は証明に使用可能な計量器での実測に限る。
- ✓ やむを得ず、取引又は証明に使用可能な計量器でない計量器で実測する場合は、公平性の観点から、**保守的な算定**とする。
※ただし、当該事業所の削減義務開始年度の前年度までは、保守的な算定を行う必要はない。
なお、保守的な算定の適用範囲外の排出活動に係る燃料等使用量について、特定計量器でない計量器で実測することは認められない。

● 保守的な算定(5%増又は減での算定)

①算定すべき排出量の場合：実測値×1.05を燃料等使用量として排出量を算定

【事例】事業所で使用している電力などのエネルギーを特定計量器以外の計量器で実測する場合

【算定例】実測値が120,000kWhの場合

120,000kWh×1.05=126,000kWhをその事業所の燃料等使用量とする。

②除外すべき排出量の場合：実測値×0.95を燃料等使用量として排出量を除外

【事例】住宅用途や他事業所への供給量を特定計量器以外の計量器で実測する場合

【算定例】住宅用途への電力供給量の実測値が6,800kWhの場合

6,800kWh×0.95=6,460kWhをその事業所の燃料等使用量から除外する。

■ 保守的な算定の適用範囲：算定（又は除外）しなければならない排出量の算定に適用する。一方、算定（又は除外）することができる排出量の算定は、特定計量器で実測されている必要があるため、保守的な算定の適用範囲外となる。

■ 特定計量器が存在しない計量器である場合：計量法で規定する特定計量器が存在しない計量器（例えば、口径40ミリメートルより大きな積算熱量計）である場合は、保守的な算定を行う必要はないが、当該計量器の定期的な保守・校正に努め、より精度の高い計量を行うものとする。

● 第2計画期間の取扱い例

○第2計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所になる事業所
特定地球温暖化対策事業所に指定される前の算定年度排出量は、保守的な算定を行う必要はない。

（例）2017年度から特定、基準排出量は2014～2016年度の平均値

第1計画期間					第2計画期間				
2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
—	—	—	—	指定	指定	指定	特定	特定	特定
削減義務開始年度の前年度（2016年度）までは、特定計量器でない計量器での実測可能（保守的な算定の適用範囲に限る。） 特定計量器でない計量器であっても、保守的な算定の必要はない。							削減義務期間（2017年度）からは、特定計量器での実測又は保守的な算定		

■ 再エネ電気利用に伴う特ガス削減量の取扱いについて

- 過去実績を用いて基準排出量を算定する場合、基準排出量の算定年度において、再エネ電気利用に伴う特定温室効果ガス削減量は算定できない。
- 削減計画年度において、再エネ電気を特定温室効果ガスの削減量として算定する場合は、基準排出量の算定期間及び削減計画期間両方において算定する必要がある（基準排出量を排出標準原単位で算定している場合を除く。）。ただし、削減計画期間において新たに特定計量器で実測するようになった場合は、再エネ削減量を算定できる。

3 (65) 登録検証機関（第三者機関）の検証が必要なもの

1 排出量に関する検証

義務 ※1	時期	検証の対象	主な検証のポイント	
			事業所の範囲、監視点	エネルギー使用量、CO ₂ 排出量
○	初めて制度の対象になるとき（指定に係る確認書の届出）	対象事業所の規模要件（最大で過去3年度分のエネルギー使用量） （2009年度以降対象となる事業所は過去1年分のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の範囲が適正であること 監視点が網羅されていること <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">図面や現場調査で確認</div>	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量等の値が伝票等の記録と一致していること 等 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">電気料金請求書等の購買伝票で確認</div>
○	削減義務開始時（基準排出量の申請）	基準排出量 （基準年度の各年度の特定温室効果ガスの排出量）	<ul style="list-style-type: none"> （状況の変更がないか） 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量等の値が伝票等の記録と一致していること CO₂排出量への換算に計算誤りがないこと 等
○	毎年度（計画書の提出）	前年度の排出量 （特定温室効果ガスのみ）	<ul style="list-style-type: none"> （状況の変更がないか） 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用量等の値が伝票等の記録と一致していること CO₂排出量への換算に計算誤りがないこと 等
△	その他ガスの削減量を総量削減義務に利用するとき	その他ガス削減量	<ul style="list-style-type: none"> その他ガスの排出源の特定 その他ガスの排出に係る計測が精度の高いものであること 	<ul style="list-style-type: none"> その他ガスの排出に係る値が計測器、伝票等の記録と一致していること CO₂排出量への換算に計算誤りがないこと 等

※1 ○：提出義務、△：希望者のみ提出

2 優良特定地球温暖化対策事業所の認定に関する検証

義務	時期	事項	主な検証のポイント
△	優良事業所として申請するとき	優良事業所の基準に該当すること	<ul style="list-style-type: none"> 優良事業所の基準に定める運用対策を実施しているか 優良事業所の基準に定める設備機器を導入しているか 等

3 クレジット（都内中小クレジット・再エネクレジット（電気等環境価値保有量）・都外クレジット）の認定に関する検証

義務	時期	事項	主な検証のポイント
△	削減量の認証、再エネクレジットの設備認定等	クレジット発行基準に該当すること	<ul style="list-style-type: none"> 電力量の測定や削減量の把握が適正に行われていること 等

＊「検証に要する費用(料金)」は、それぞれの登録検証機関が設定するものであり、都が公定価格を設定するものではありません。

3 (66) 検証機関の登録要件

- 検証は、排出量等の検証が主な業務であり、検証業務に当たり知事の登録を受けなければならない。

● 検証機関の要件

- ・ 都内の営業所に登録区分ごとに1人以上の検証主任者を置くこと
- ・ 検証業務の管理・精度確保に関する文書を作成すること
- ・ 検証業務を行う部門及び、検証業務の管理・精度確保を行う部門を置くこと

● 検証主任者の新規登録要件：下記実務経験+都の新規講習会修了

区分1：基準排出量、毎年度の特定温室効果ガス排出量の検証の場合

本制度における検証業務、省エネ診断業務、ISO14001 審査業務、ISO50001 審査業務、CDM 有効化審査業務/検証業務、試行排出量取引/国内クレジット/JVETS/JVER/Jクレジット/ASSET 検証業務、埼玉県制度における検証業務を、過去3年以内に合計10件以上

区分2：都内中小クレジット、都外クレジットの検証の場合

本制度における検証業務、省エネ診断業務、ISO14001 審査業務、ISO50001 審査業務、CDM 有効化審査業務/検証業務、試行排出量取引/国内クレジット/JVETS/JVER/Jクレジット/ASSET 検証業務を、過去3年以内に合計10件以上、又は、省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務に1年以上従事

区分3：削減義務の対象とならないその他ガスの削減量を削減義務の履行に充てる場合の検証

本制度における検証業務、ISO14001 審査業務、ISO50001 審査業務、CDM 有効化審査業務/検証業務（エネルギー起源 CO₂以外のガスの削減プロジェクトに係るもの）、埼玉県制度における検証業務を、過去3年以内に合計3件以上

区分4：再エネクレジットの検証の場合

本制度における検証業務、グリーン電力認証業務、CDM 有効化審査業務/検証業務、国内クレジット/JVER/Jクレジット/ASSET 検証業務（再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに係るもの）、埼玉県制度における検証業務を、過去3年以内に合計10件以上

区分5、6：トップレベル事業所認定（第一区分）、トップレベル事業所認定（第二区分）の検証の場合

以下の資格を有し、かつ、省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務に3年以上従事

- ・ エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理（電気電子、機械、衛生工学）

● 検証機関のリスト

- ・ 登録検証機関のリストは、環境局HPの「登録済の検証機関」のページをご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/authority_chief/registered_agency.html

※2013年度から、登録検証機関評価制度を実施しています。評価制度の詳細については環境局HP「登録検証機関の評価制度について」のページをご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/authority_chief/hyouka/hyouka.html

3 (67) 主な義務と義務違反時の措置 ①概要

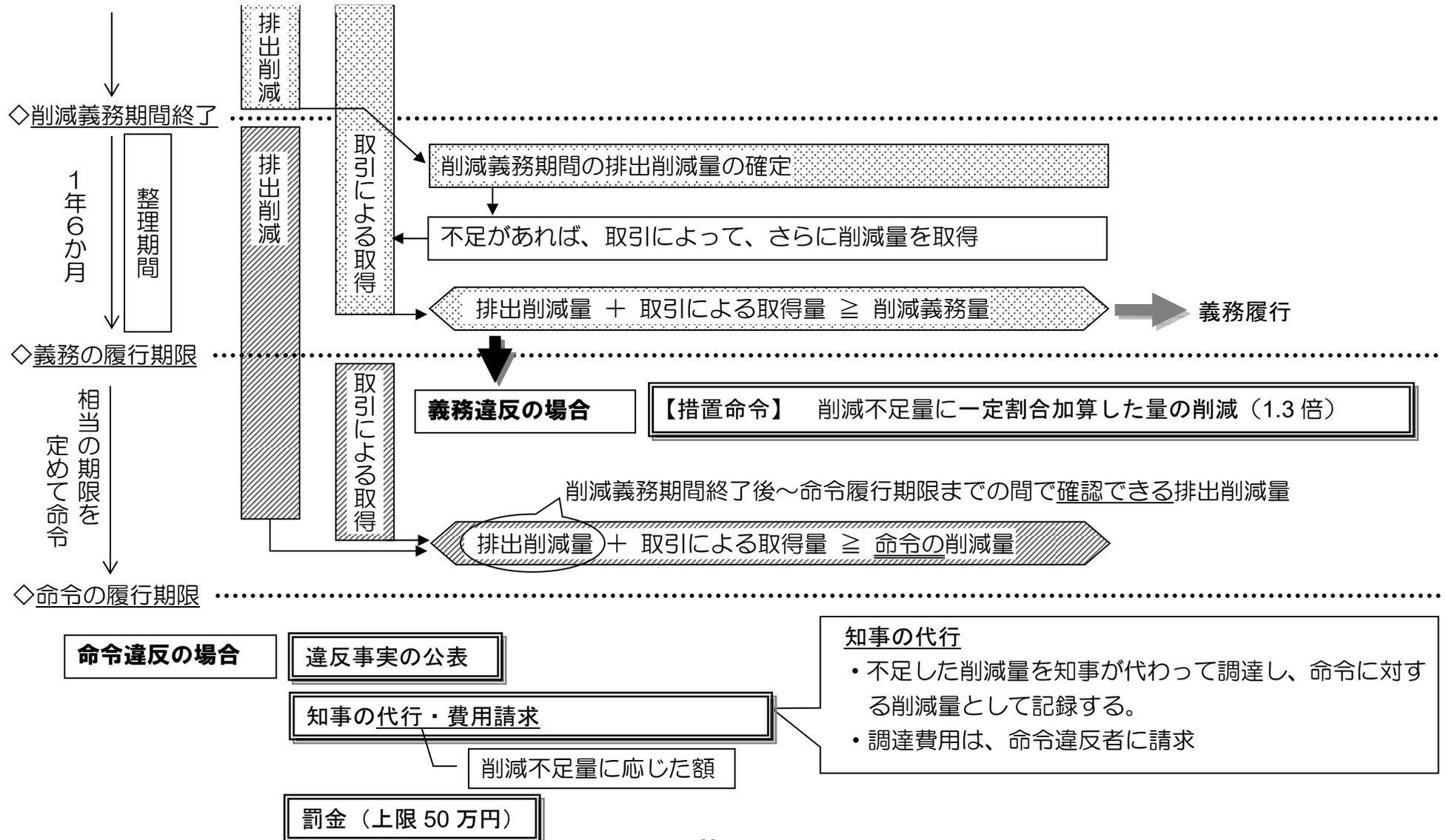
- 所有者等の義務違反については、罰金が科される場合もある。
- テナントの義務違反については、そのテナント事業者への勧告、テナント事業者の違反事実の公表が行われる。

凡例	指定(特定)地球温暖化対策事業者の義務
	テナント等事業者の義務
	特定テナント等事業者の義務



3 (68) 主な義務と義務違反時の措置 ②総量削減義務違反に対する措置の詳細

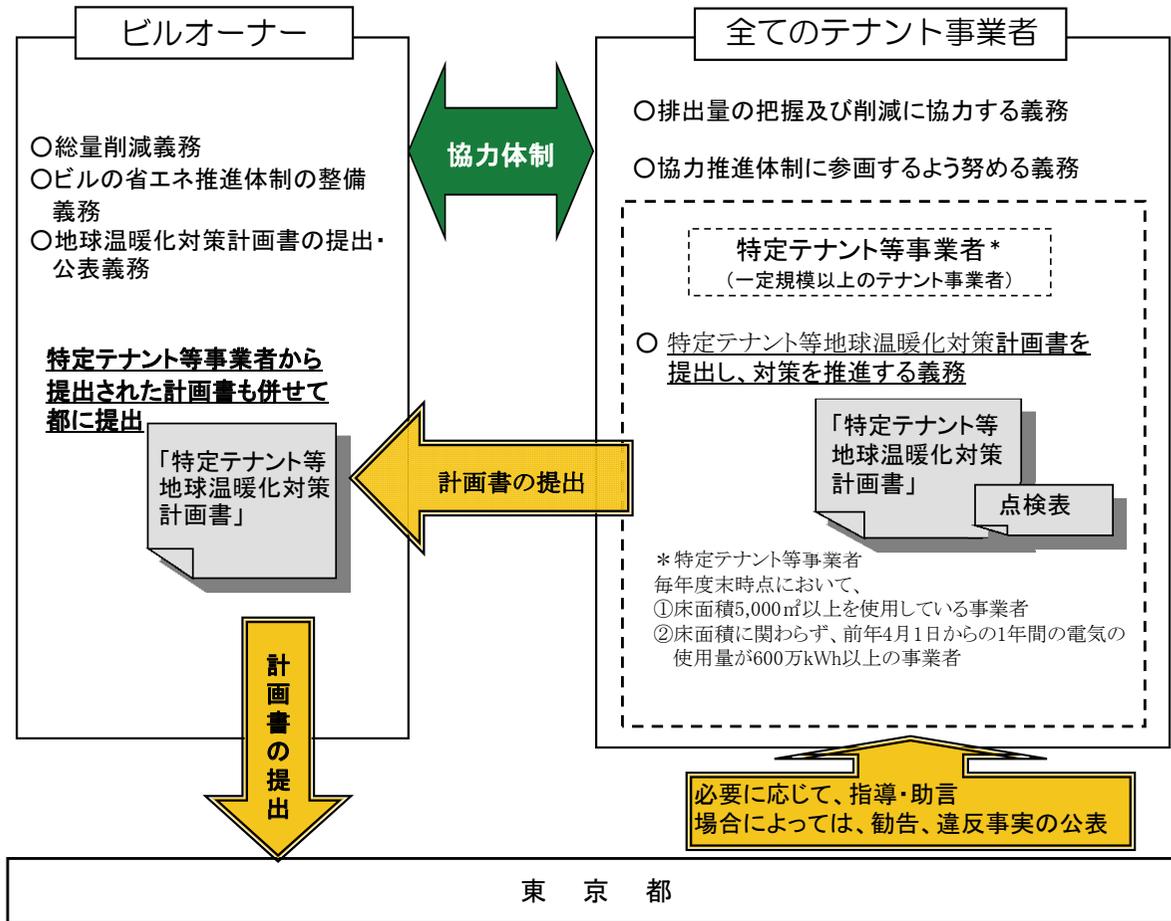
- 削減義務未達成に対しては、まず、削減不足量に 1.3 倍加算した量を削減するように命令
- その命令にも違反した場合、違反事実の公表、削減不足量に応じた額の支払義務、罰金（上限 50 万円）



3 (69) テナントビルの取扱いについて ①概要 (ビルオーナーとテナント事業者の責務等)

- 効果的な温暖化ガス削減の推進のためには、ビルオーナー・テナント事業者双方の取組 (協力) が必要
(例) 一般にビルの設備改修等はビルオーナーでなければ実施できないが、日常的な省エネルギー活動の推進等はテナント事業者の取組が必要
- ビルオーナーを削減義務者の基本としつつ、その上で、
 - ① 全てのテナント事業者に、オーナーの総量削減義務の履行に協力する義務
 - ② 一定規模以上のテナント事業者 (特定テナント等事業者) には、オーナーの総量削減義務の履行に協力する義務に加えて、テナント事業者として独自に行う対策計画を作成し、ビルオーナーを経由して、東京都へ提出する義務
- 都は、必要に応じて、テナント事業者に対して、直接、対策実施に関する指導等を実施
(テナント事業者の協力義務違反に対しては、知事による「勧告」「違反事実の公表」を行うことも規定)
- 2014年度より省エネ対策の取組を評価・公表する仕組みを導入。対策項目の取組状況及び温室効果ガスの削減実績を勘案して評価・公表を行う。

■ビルオーナーとテナント等事業者の主な義務



■ビルオーナー

- テナント事業者と協力して地球温暖化対策を推進するための体制を整備する義務 (協力推進体制の整備)
- テナント事業者の削減対策推進に有効な情報の提供 など

■全てのテナント事業者 *ビルオーナーの削減義務履行へ協力する義務

- ビルオーナーが整備した協力推進体制への参画に努める義務 (努力義務)
- 独自にエネルギー供給会社と契約している場合、ビルオーナーへの当該使用データを提供する義務
- 事業所の運用に関する規定を遵守する義務
- テナント側での組織全体としての対策推進体制を整備する義務
- 排出量の把握と計画的な対策推進に努める義務 (努力義務)

■特定テナント等事業者 *ビルオーナーの削減義務履行へ協力する義務

- 上記の「全てのテナント事業者」の役割に加え、
- ビルオーナーが整備した協力推進体制への参画義務
 - テナント自身が実施する対策等の計画書 (特定テナント等計画書) の作成・提出義務と、当該計画書に基づき対策を推進する義務
 - オーナーから共同で削減義務者になることについての申出があった場合には、協議に応ずるよう努める義務 など

<協力推進体制とは> 次に掲げる行動を確保する体制をいう。

- オーナーとテナントが集まり、地球温暖化の対策の推進に関し、現状の確認、対策の周知、課題の提示、改善案の作成等を行う会議の定期的な開催
- オーナーとテナントとは、協議の上、削減義務対象事業所 (対象ビル) の運用に係る規程を作成し、当該規程を遵守する。
- オーナーは、テナントごとのエネルギー使用量の把握 (推計による把握を含む。) に努め、かつ、当該エネルギー使用量をテナントに通知する。通知を受けたテナントはエネルギー使用量の低減に努める。
- テナントは、独自にエネルギー供給会社と契約している場合、そのエネルギーの使用量に係る情報をオーナーへ提供し、オーナーは事業所全体の温室効果ガス排出量を把握する。

3 (70) テナントビルの取扱いについて ②ビルオーナーとテナント事業者に求められる行動・対策の例

■ビルオーナーに求められる行動・対策の例

省エネルギー対策会議の開催

- ◆ ビルオーナーとテナントが集まって、省エネルギー対策について定期的に話し合いましょう。

今月のテーマ

1. 各テナントの先月のエネルギー消費量
2. 今月の省エネ対策
 - ◇ 共用エリアの設定温度
 - ◇ 熱源機の停止
3. SFOO社からの提案について

館内規則等の見直し

- ◆ エネルギーの無駄使いに繋がる規則は変更しましょう。

〇〇ビル 館内規則

空調の運転時間
平日 9:00~18:00
土曜日 9:00~13:00
日曜日 休止

冷暖房時期
冷房 4月中旬~11月中旬
暖房 11月中旬~4月中旬

居室内温度
以下の温度を維持します。
冷房 24~26℃
暖房 23~25℃

テナントがいない土曜も空調？

春や秋にも冷房や暖房？

もっと省エネの温度設定にできない？

請求書へのエネルギー使用量併記

- ◆ 各テナントがエネルギー消費量の実態を把握できるよう、ビルオーナーは使用量の情報を提供しましょう。

Contents

1. 今月のエネルギー消費量
 - ・電力量
 - ・空調時間
 - ・前月比、前年同月比
2. 当ビル他テナントとの比較
(例) 賃借面積あたりのエネルギー消費量
18.0 kWh/m²
※ 当ビル平均より 1.1 kWh/m² 多い
3. 省エネルギーに向けたアドバイス

省エネに協力的なテナントの優遇

- ◆ 省エネする意欲を高めるため、また継続的な実施のため、省エネに協力的なテナントへの優遇措置を検討しましょう。
- ◆ エネルギー消費量が減れば、ビルオーナーの経費も縮減されます。

ビルの省エネルギー

経費縮減

収益向上

省エネに熱心なテナント

還元

Special Discount

・固定料金から使用量に応じた請求へ
・共益費の特別割引 etc.

■テナント事業者に求められる行動・対策の例

<確認する方法>

- ◆ 毎月の請求書にエネルギー使用量が併記されている場合は、請求書から確認します。
- ◆ エネルギー使用量が併記されていない場合は、使用量を提供してもらえようビルオーナーに依頼します。

請求書

請求金額 XXX,XXX 円

(内訳)	単価	数量	金額
賃料			XXX,XXX 円
共益費			XX,XXX 円
電気使用料	XX 円	X,XXX kWh	XX,XXX 円
空調延長料	XX 円	X.X h	XX,XXX 円
エネルギー使用量			

<無駄使いがないかの確認>

- ◆ 前月や前年同月と比較しエネルギー使用量が増加していないか確認します。
- ◆ 増加が著しい場合は原因を究明します。ビルオーナーに協力してもらおうとよいでしょう。

check!

<社員の省エネ啓発>

- ◆ 社員にエネルギー使用量状況を提示し、省エネを心掛けてもらいます。
- ◆ メーターが細かく設置されている場合は、メーターごとの使用量データをビルオーナーから入手します。

部員一人あたりのエネルギー消費

[kWh/人] XX年 XX月

省エネ!

平均

部署A 部署B 部署C 部署D

<目標の設定・検証>

- ◆ 目標を決めると省エネルギーが促進されます。
- ◆ 社員ひとりひとりに目標を理解してもらい、省エネルギーを心掛けましょう。
- ◆ 結果の検証も重要です。

今月の目標

XXX kWh

前年比 -5%!

※テナント事業者には、右のような行動・取組も求められます。

・2018年10月にテナント省エネセミナーを開催しました。セミナーの配布資料は次のホームページよりダウンロードできます。テナント事業者への説明、推進体制の強化等にご活用下さい。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/meeting/h30/tenantseminar_18.html

- ①ビルオーナーが整備した協力推進体制（省エネルギー対策会議等）への参加
- ②ビルオーナーの総量削減義務履行への協力（日常的な省エネルギー活動の推進等）

- ・照明のこまめな消灯
- ・パソコンや複写機、FAXなどOA機器について、省電力・待機消費電力少ない機器の活用と、各機器の「省エネモード」機能活用の徹底
- ・省電力や発熱が少ないITサーバ等の積極的活用
- ・OA機器メーカー等から、日常的に実施できる省エネ対策の提案を受けたか否か、それを検討・実施したか否か など

3 (71) テナントビルの取扱いについて ③テナント事業者と特定テナント事業者の例

- テナントビル対策の目的：効果的な温暖化ガス削減の推進のためには、ビルオーナー・テナント事業者双方の取組（協力）が必要
- このため、テナントビルについては、ビルオーナーを削減義務者の基本としつつ、テナント事業者への一定の義務も規定

■「テナント等事業者」

その指定地球温暖化対策事業所の全部または一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う温室効果ガス排出事業者
 ＊賃借権その他の権原：賃借権以外の、使用貸借権、地上権、区分所有権なども想定

■「特定テナント等事業者」

指定地球温暖化対策事業所における事業活動に伴う温室効果ガス排出量の相当程度大きな部分を占めるテナント等事業者として規則で定めるもの。

毎年度末時点において、

①床面積5,000㎡以上を使用している事業者

- 「床面積の使用」とは、テナント事業者自らが当該床面積を業務として使用（活動）している場合のほか、当該床面積で自ら活動はしていないが当該床面積で使用されている設備の管理運用等を行っている場合を含む。なお、使用面積は、契約上の面積、又は、実質的使用面積など（一定の根拠資料が必要）により判断

②床面積に関わらず、前年4月1日からの1年間の電気の使用量が600万kWh以上の事業者

- 「電気の使用量」とは、計量器により計量された使用量のほか、計量器は設置していないが計量器を設置している場合に相当するレベルで当該テナント事業者の電気使用量を推計し算出された量を含む。

■(例) 具体的なテナント事業者の捉え方

類型	削減義務者	全てのテナント等事業者	特定テナント等事業者 (計画策定義務者)	備考												
1	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>5,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> </tr> </table> <p>基本パターン①</p> <p>(例) オフィスビル、複合ビル、商業店舗、グループ会社での使用など</p>	A	5,000㎡以上	B		C		D		ビルオーナー	A, B, C, D	A 使用面積が5,000㎡以上				
A	5,000㎡以上															
B																
C																
D																
2	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>5,000㎡以上</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、孫テナントaが使用している。</p> <p>(例) オフィスビル、複合ビル、商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など</p>	A	5,000㎡以上	a	B			C			D			ビルオーナー	A, B, C, D + a	<p>A とaとの双方が、それぞれ5,000㎡以上ずつ使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定テナントAが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Aとaとの間で検討・協議のうえ、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Aの計画書はaの面積及び排出量を含む) ・特定テナントAと孫テナントaとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成
A	5,000㎡以上	a														
B																
C																
D																

3 (71) テナントビルの取扱いについて ③テナント事業者と特定テナント事業者の例 (続き)

■ (例) 具体的なテナント事業者の捉え方

類型	削減義務者	全てのテナント等事業者	特定テナント等事業者 (計画策定義務者)	備考																		
3 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">A</td> <td>5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡以上</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>1000㎡</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>1000㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A	5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a	5,000㎡以上	b	1000㎡	c	1000㎡		B			C			D			特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。 (例) 複合ビル、商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など	ビルオーナー	A, B, C, D + a,b,c (パターン1) A + a (パターン2) aのみ	<孫テナントの使用面積を除くと、Aテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い> (パターン1) ※基本 ・特定テナントAが、孫テナントabcが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Aとaとの間で検討・協議のうえ、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Aの計画書はabcの面積及び排出量を含む) (パターン2) ・特定テナントAと孫テナントabcとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、孫テナントaのみが計画書を作成
A		5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a																			
		5,000㎡以上	b																			
		1000㎡	c																			
	1000㎡																					
B																						
C																						
D																						
4 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">A</td> <td>5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>100㎡</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>100㎡</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>100㎡</td> <td>d</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A	5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a	100㎡	b	100㎡	c	100㎡	d	B			C			特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。 (例) 複合ビル、商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など	ビルオーナー	A, B, C, D + a,b,c,d (パターン1) A (パターン2) なし。	<孫テナントの使用面積を除くと、Aテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い> (パターン1) ※基本 ・特定テナントAが、孫テナントabcdが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、オーナーが設置する「協力推進体制」のなかで孫テナントabcdにも協力を促しながらAが計画書を作成(Aの計画書はabcdの面積及び排出量を含む) (パターン2) ・特定テナントAと孫テナントabcdとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用等が、それぞれ別々である場合には、結果的に特定テナント事業者は存在しないこととなる。			
A		5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a																			
		100㎡	b																			
		100㎡	c																			
	100㎡	d																				
B																						
C																						
5 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">A</td> <td>5,000㎡以上</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>5,000㎡以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A	5,000㎡以上	a	5,000㎡以上		B			C			D			特定テナントAが、オーナーと共同の削減義務者になった場合	ビルオーナー + A	B, C, D + a	・削減義務者となったAテナントは、「特定テナント計画書」の提出は必要なし。 ・削減義務者となったAが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaは、削減義務者となったAとオーナーが設置する「協力推進体制」のなかでAと協議のうえ、孫テナントaが実施できる対策を検討し、計画書を作成				
A		5,000㎡以上	a																			
	5,000㎡以上																					
B																						
C																						
D																						
6 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>A</td> <td>600万kWh以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> </tr> </table>	A	600万kWh以上	B		C		D		基本パターン② (例) オフィスビル、複合ビル、データセンター、商業店舗、グループ会社での使用など	ビルオーナー	A, B, C, D	A 使用電力量が600万kWh以上										
A	600万kWh以上																					
B																						
C																						
D																						
7 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">A</td> <td>5,000㎡以上</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>600万kWh以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	A	5,000㎡以上	a	600万kWh以上		B			C			D			特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、孫テナントaが使用している。 (例) テーセンターなど	ビルオーナー	A, B, C, D + a	A + a Aとaの双方が、特定テナントの要件を満たしている。	・特定テナントAが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Aとaとの間で検討・協議のうえ、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Aの計画書はaの面積及び排出量を含む) ・特定テナントAと孫テナントaとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成			
A		5,000㎡以上	a																			
	600万kWh以上																					
B																						
C																						
D																						

3 (71) テナントビルの取扱いについて ③テナント事業者と特定テナント事業者の例 (続き)

■ (例) 具体的なテナント事業者の捉え方

類型	削減義務者	全てのテナント等事業者	特定テナント等事業者 (計画策定義務者)	備考																
8	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>600万kWh以上</td> <td rowspan="2">a</td> </tr> <tr> <td>600万kWh以上</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、孫テナントaが使用している。</p> <p>(例) データセンターなど</p>	A	600万kWh以上	a	600万kWh以上	B			C			D			ビルオーナー	A, B, C, D + a	A + a Aとaとの双方が、特定テナントの要件を満たしている。	<ul style="list-style-type: none"> 特定テナントAが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Aとaとの間で検討・協議のうえ、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Aの計画書はaの面積及び排出量を含む) 特定テナントAと孫テナントaとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成 		
A	600万kWh以上		a																	
	600万kWh以上																			
B																				
C																				
D																				
9	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)</td> <td rowspan="4">a b c</td> </tr> <tr> <td>600万kWh以上</td> </tr> <tr> <td>1000㎡</td> </tr> <tr> <td>1000㎡</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。</p> <p>(例) 商業店舗、データセンターなど</p>	A	5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a b c	600万kWh以上	1000㎡	1000㎡	B			C			D			ビルオーナー	A, B, C, D + a,b,c	(パターン1) A + a (パターン2) aのみ	<p><孫テナントの使用面積を除くと、Aテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い></p> <p>(パターン1) ※基本</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定テナントAが、孫テナントaが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、孫テナントaと協力して実施できる対策を、Aとaとの間で検討・協議のうえ、Aとaとのテナント毎に、それぞれ計画書を作成(Aの計画書はabcの面積及び排出量を含む) (パターン2) 特定テナントAと孫テナントabcとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、孫テナントaのみが計画書を作成
A	5,000㎡以上 (a,b,cの使用面積を除くと5,000㎡未満)		a b c																	
	600万kWh以上																			
	1000㎡																			
	1000㎡																			
B																				
C																				
D																				
10	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)</td> <td rowspan="4">a b c d</td> </tr> <tr> <td>600万kWh未満</td> </tr> <tr> <td>100㎡</td> </tr> <tr> <td>100㎡</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>特定テナントAが賃貸契約により使用している床の一部を、複数の孫テナントが使用している。</p> <p>(例) 商業店舗、データセンター、グループ会社での使用など</p>	A	5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)	a b c d	600万kWh未満	100㎡	100㎡	B			C			ビルオーナー	A, B, C, D + a,b,c,d	(パターン1) A (パターン2) なし。	<p><孫テナントの使用面積を除くと、Aテナントの面積が5,000㎡を下回る場合の取扱い></p> <p>(パターン1) ※基本</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定テナントAが、孫テナントabcdが使用する設備の管理運用等の業務を実施している場合には、オーナーが設置する「協力推進体制」のなかで孫テナントabcdにも協力を促しながら、Aが計画書を作成(Aの計画書はabcdの面積及び排出量を含む) (パターン2) 特定テナントAと孫テナントabcdとの間で、使用する設備や当該設備の管理運用業務等が、それぞれ別々である場合には、結果的に特定テナント事業者は存在しないこととなる。 			
A	5,000㎡以上 (a,b,c,dの使用面積を除くと5,000㎡未満)		a b c d																	
	600万kWh未満																			
	100㎡																			
	100㎡																			
B																				
C																				

※「テナント事業者の捉え方(判断方法)」については、上記に示す事例のほか、さまざまな事例があることが想定されます。
テナント事業者の捉え方や範囲等についてご相談のある場合は、東京都環境局相談窓口までお問合せください。

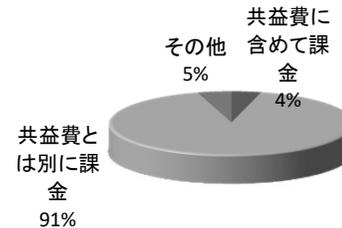
3 (72) テナントビルの取扱いについて ④参考 (テナントビルにおけるエネルギー消費等)

- テナント事業者が専有して使用する面積におけるエネルギー消費量は、ビル全体のエネルギー消費量の約6割
(レントابل比[貸室面積/延床面積]が52.6%の場合の例。(財)省エネルギーセンターパンフレットより)
- テナントビルのCO₂削減対策を推進するためには、ビルオーナーによる積極的な対策の推進とともに、テナント事業者自身の削減対策の実施などの協力が不可欠

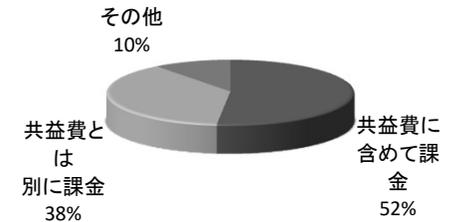
【参考資料】テナントビルへのアンケート調査結果 (概要)

(都内大規模事業所 (テナントビル) へのアンケート調査。2007年度東京都環境局調査)

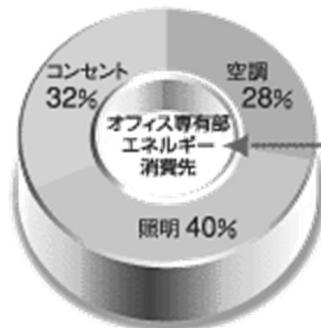
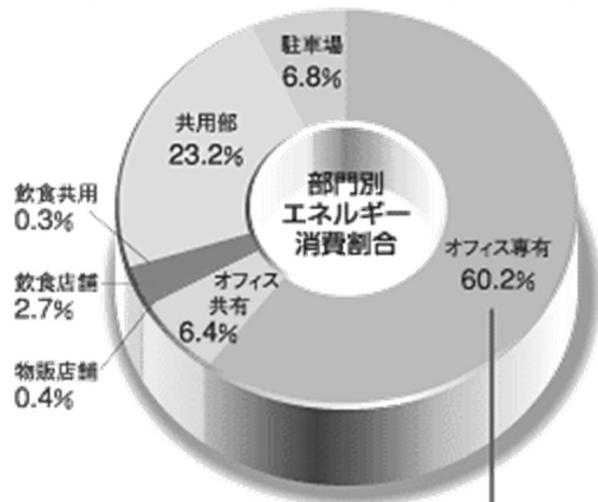
■テナントスペースで使用した電気使用料の課金方法



■テナントスペースで使用した空調費の課金方法

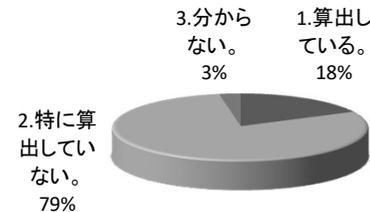


部門別エネルギー消費割合

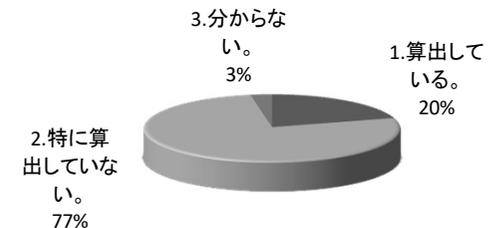


(財)省エネルギーセンターパンフレットより

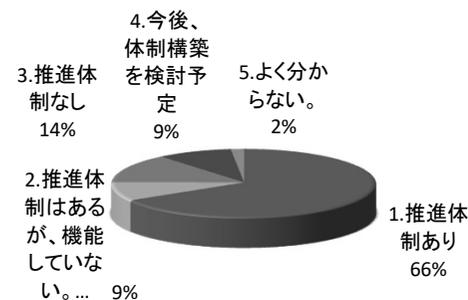
■テナント使用部分の1㎡あたりの電力使用料 (円/㎡) の算出



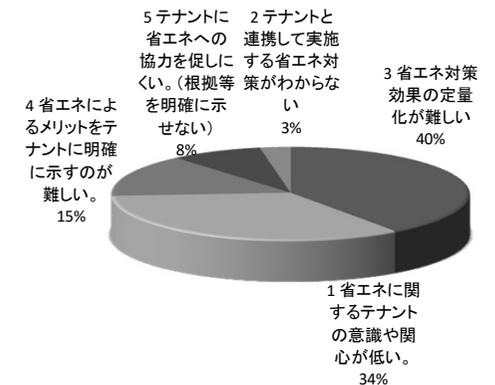
■テナント使用部分の1㎡・1時間あたりの空調費 (円/㎡) の算出



■テナントを含んだビル全体での省エネ推進体制の構築



■テナントと連携して省エネを推進する場合の課題



3 (73) テナントビルの取扱いについて ⑤特定テナント等事業者における省エネの取組を評価・公表する仕組み

- 平成26年度から導入
- 評価対象事業者
特定テナント等(相当)事業者＝「特定テナント等地球温暖化対策計画書」を提出する事業者
《評価対象外事業者》
 - ・「特定テナント等地球温暖化対策計画書」提出初年度の事業者
 - ・「特定テナント等地球温暖化対策計画書」提出2年目で、前年度の排出量が通年実績でない事業者
- 評価の考え方
 - ・特定テナント等地球温暖化対策計画書の内容で評価
 - ・省エネ対策点検表(最大70点)＋温室効果ガス排出実績(最大30点)＝総合評価
 - ・総合評価点に応じて6つに評価区分が分かれている。
- 評価結果の公表
 - ・総合評価が「A」以上となった特定テナント等事業者について、優良事業者として東京都環境局ホームページで公表。
 - ・業種・評価区分ごとに、テナント等事業者の氏名(法人にあっては代表者の氏名)及び事業所の名称並びに、指定地球温暖化対策事業所の名称及び指定番号が掲載される。※個別の点数公表は行わない。
- 評価結果の通知

[評価イメージ]



○点検表による評価

・テナント点検表の種類・構成

業種	事務所 【30項目】	商業 【30項目】	宿泊 【30項目】	データセンター 【30項目】
推進体制の整備	12項目	13項目	13項目	6項目
運用・導入対策	18項目	バックヤード事務所 4項目 売場 13項目	バックヤード事務所 4項目 接客エリア 13項目	事務所共用部 5項目 サーバールーム 19項目

・評価点

【全体(30項目)] 合計点最大 70点
【1項目当たり] 基本 1～3点

	事務所 商業 宿泊	データセンター
推進体制の整備	30点	15点
運用・導入対策	40点	55点

○排出実績による評価

- 評価方法
 - ◆ 基準年度をテナント事業者が設定[※]し、評価年度の排出実績を対基準年度比の削減率にて評価
※一度決めた基準年度は、翌年度以降変更できない。
- 評価点
 - ◆ 特定温室効果ガスの対基準年度比の削減率より、次のように配点

削減率						
20%以上	10%以上～ 20%未満	10%未満	0%	-10%未満	-10%以上～ -20%未満	-20%以上
30点	25点	20点	15点	10点	5点	0点

- ※ 原単位補正(例外措置)
- ◆ 対基準年度比で削減率がマイナス(＝排出実績が増加)になった際において、次の条件に該当した場合は、排出実績が増加していないものとみなし、削減率0%として評価する。

○総合評価(評価区分)

S	総合評価点:90点以上	A	総合評価点:60点以上
AAA	総合評価点:80点以上	B	総合評価点:40点以上
AA	総合評価点:70点以上	C	総合評価点:40点未満

3(74) 計画書等の提出書類一覧

提出書類(名称)	提出者	義務※1	提出条件	提出時期	主な内容	備考
＜指定(特定)地球温暖化対策事業所＞						
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	事業所の所有者等	◎	指定地球温暖化対策事業所の指定を受けておらず、かつ前年度のエネルギー使用量が原油換算 1,500kL 以上	10月末日	・前年度のエネルギー使用量	これらの届出により、指定地球温暖化対策事業者を都が指定する。
所有事業者等届出書	所有者以外の者で義務対象となる者	△	義務対象者として所有者以外の者を選択するとき	随時	・義務対象者の氏名(名称) ・義務対象者となる理由	
地球温暖化対策計画書	指定地球温暖化対策事業者(特定地球温暖化対策事業者)	◎	毎年度	いずれか遅い期日 ①11月末日 ②指定日より90日	・削減目標、削減対策の計画・実績 ・推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量 ・総量削減義務の履行状況(義務が開始した事業所のみ)	旧制度の計画書と報告書を統一したもの
特定テナント等地球温暖化対策計画書	特定テナント等事業者	◎	毎年度	いずれか遅い期日 ①11月末日 ②指定日より90日	・テナント独自の削減対策の計画・実績	所有者等が取りまとめて都へ提出
基準排出量決定申請書	特定地球温暖化対策事業者	◎	削減義務開始時	9月末日	・選択する基準年度 ・算定した基準排出量	
基準排出量変更申請書	特定地球温暖化対策事業者	○	基準排出量を変更するほどの状況の変更があったとき	9月末日	・状況の変更の内容 ・変更後の基準排出量	
事業所区域変更申請書	事業所の所有者等 指定地球温暖化対策事業者(特定地球温暖化対策事業者)	△	所有の状況等に変更があったとき	変更が生じた年度の翌年度以降、申請年度の9月末日	・事業所範囲の変更の内容	
指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書	指定地球温暖化対策事業者(特定地球温暖化対策事業者)	○	指定地球温暖化対策事業者の氏名等が変更されたとき	変更が生じた日から30日以内	・変更の内容	
指定地球温暖化対策事業者変更届出書	指定地球温暖化対策事業者(特定地球温暖化対策事業者)	○	指定地球温暖化対策事業所の所有者が変更されたとき	変更が生じた日から30日以内	・変更の内容	
前事業者排出量把握申請書	指定地球温暖化対策事業者(特定地球温暖化対策事業者)	△	所有者が変更された場合で、新所有者が変更前の排出量を把握できないとき	変更が生じた日から60日以内	・前所有者の氏名・住所 ・把握できない理由	
前事業者排出量報告書	指定地球温暖化対策事業所の前所有者	○	新所有者より排出量の報告を求められたとき	報告を求められた日から90日以内	・所有時の排出量	

※1 ◎全員が必ず提出する義務があるもの ○条件に該当するときは必ず提出する義務があるもの △提出の有無は事業者の希望によるもの

3 (74) 計画書等の提出書類一覧 (続き)

提出書類 (名称)	提出者	義務 ^{※1}	提出条件	提出時期	主な内容	備考
指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書	指定地球温暖化対策事業者 (特定地球温暖化対策事業者)	○	事業活動の廃止、著しい規模縮小などがあつたとき	(事業廃止)30 日以内※休廃止日が4/1～8/31 までの場合、9 月末日 (規模縮小)9 月末日	・事業廃止、規模縮小の状況	指定・特定→指定相当
＜指定相当地球温暖化対策事業所＞						
指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書	事業所の所有者等	○	指定地球温暖化対策事業所の要件を満たす事業所のうち、中小企業等が1/2 所有する事業所	10 月末日	・前年度のエネルギー使用量 (検証は不要) ・中小企業等の所有が1/2 以上	指定ではない→指定相当
地球温暖化対策計画書	指定相当地球温暖化対策事業者	◎	毎年度	いずれか遅い期日 ①11 月末日 ②該当確認日より90 日	・削減目標、削減対策の計画・実績 ・推進体制 ・前年度の温室効果ガス排出量 (検証は不要)	
特定テナント等地球温暖化対策計画書	特定テナント等相当事業者	◎	毎年度	いずれか遅い期日 ①11 月末日 ②該当確認日より90 日	・テナント独自の削減対策の計画・実績	所有者等がとりまとめて都へ提出
指定相当地球温暖化対策事業所廃止等届出書	指定相当地球温暖化対策事業者	○	事業活動の廃止、著しい規模縮小などがあつたとき	(事業廃止)30 日以内 (規模縮小)11 月末日	・事業廃止、規模縮小の状況	
＜トップレベル事業所等＞						
優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書	特定地球温暖化対策事業者	△	優良事業所の認定を受けるとき	9 月末日	・事業所の対策実施状況	
＜排出量取引＞						
口座管理者登録 (登録抹消) 申請書	指定地球温暖化対策事業者	△	指定管理口座について、口座管理者の新規登録、変更登録又は登録抹消をしようとするとき	随時	・口座管理者の氏名 (名称)	
一般管理口座開設申請書	一般管理口座の開設を受けようとする者	△	一般管理口座を開設したいとき	随時	・口座名義人の氏名 (名称) ・クレジットの管理を行う部署等	

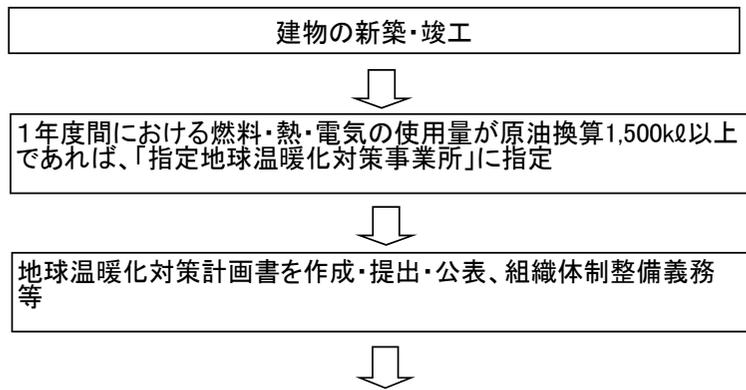
3(74) 計画書等の提出書類一覧(続き)

提出書類(名称)	提出者	義務 ^{※1}	提出条件	提出時期	主な内容	備考
一般管理口座廃止申請書	一般管理口座の口座名義人	○	一般管理口座が不要となったとき	随時	・廃止したい口座の口座番号	
一般管理口座等に係る関連付け申請書/特定一般管理口座等に係る関連付け解除申請書	一般管理口座の口座名義人	○	指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットを移転したいとき/関連付けを解除して移転を中止するとき	随時	・指定管理口座、一般管理口座それぞれの口座番号	関連付け申請は指定管理口座の名義人である場合のみ可能
口座名義人等氏名等変更届出書	指定管理口座の口座名義人若しくは口座管理者又は一般管理口座の口座名義人	○	口座名義人の氏名 ^{※2} 、連絡先等に変更があったとき	変更後、遅滞なく	・変更の内容	変更が連絡先の住所、担当者名、電話・FAX番号、メールアドレスのみ場合、メールによる届出のみで変更可能
口座簿利用者番号等通知申請書	指定管理口座の口座名義人若しくは口座管理者又は一般管理口座の口座名義人	△	口座簿利用者番号(ユーザーID)又は暗証番号(パスワード)を忘れたとき	随時	・口座簿利用者番号(ユーザーID)又は暗証番号(パスワード)の再通知を希望する旨	
振替可能削減等発行等申請書	発行先口座の口座名義人又は口座管理者	△	クレジットの発行を受けたいとき	随時	・発行先の口座番号 ・発行クレジットの種類及び量	
振替可能削減振替申請書	移転元口座の口座名義人又は口座管理者	△	クレジットを移転したいとき	随時	・移転元及び移転先の口座番号 ・移転クレジットの種類及び量	
義務充当申請書	指定管理口座の口座名義人又は口座管理者	△	クレジットを削減義務の履行に充てるとき	随時	・指定管理口座の口座番号 ・充当クレジットの種類及び量	
削減量口座簿記録事項証明書交付申請書	指定管理口座の口座名義人若しくは口座管理者又は一般管理口座の口座名義人	△	指定管理口座又は一般管理口座の記録事項についての証明書が欲しいとき	随時	・証明する口座の口座番号 ・証明を受けたい事項	一通400円

※2 指定管理口座の口座名義人(≒指定地球温暖化対策事業者)の氏名の変更については、指定地球温暖化対策事業者変更届出書による届出をすれば、口座名義人等氏名等変更届出書による届出は不要

3 (75) 新築ビル等の取扱いについて ①全体

- 対象事業所の規模要件*に該当する新築ビル等については、竣工・稼働後、即、総量削減義務の対象事業所とするのではなく、対象事業所は、地球温暖化対策計画書を作成、都に提出・公表し運用対策に努める（都は指導・助言等を実施）
※前年度の燃料、熱及び電気の使用量が、原油換算で年間1,500kL以上
- 3か年度（年度途中で使用が開始された事業所は当該年度を除いて3か年度）連続して、エネルギー使用量が原油換算1,500kL以上であれば「特定地球温暖化対策事業所」に（総量削減義務）



3か年度（年度の途中で使用開始された事業所の場合、その年度を除いて3か年度）連続して、原油換算1,500kL以上であれば、「特定地球温暖化対策事業所」に指定（総量削減義務） <C>

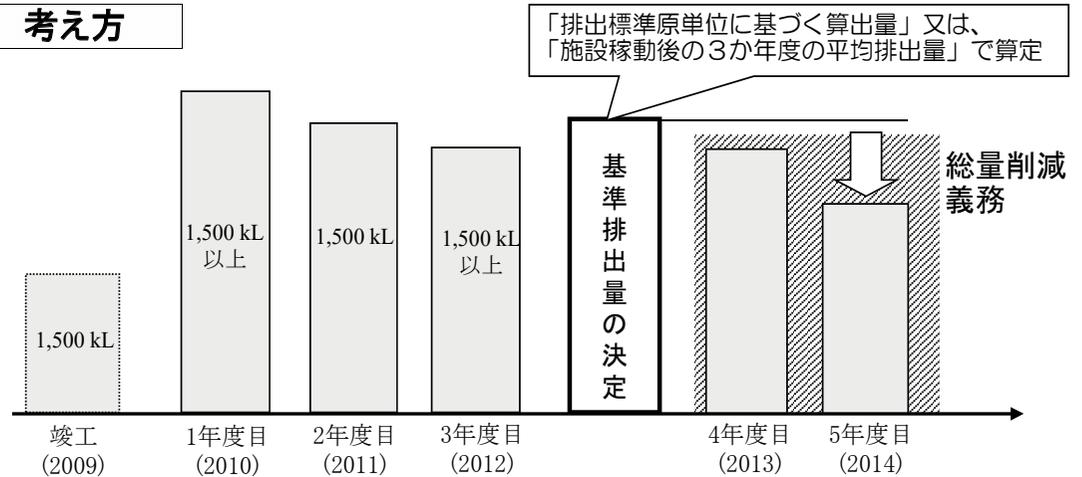
【基準排出量算定の考え方】

- ①『過去の排出実績に基づく方法』（一定の削減対策の実施を前提として、施設稼働後の実排出量を基準として算定（複数年度の平均排出量に基づき算出））
 - ②『排出標準原単位に基づく方法』（現行制度で蓄積した床面積あたりCO₂排出量のデータ等をもとに、既対象事業所とのバランスを考慮しながら設定）
- ※①又は②を選択。但し、施設稼働後の適切な対策が講じられていない場合は②の方法で算定（詳細は3(11)を参照）

※削減計画期間との関係について

- ・削減計画期間は、第1計画期間（2010-2014）、第2計画期間（2015-2019）と、それぞれ「5年間」としています。
- ・計画期間中、新たに、総量削減義務の対象事業所として「特定地球温暖化対策事業所」に指定された場合の削減義務量は、削減計画期間中の該当する年度に相当する量で算定されます。

考え方



【イメージ】第1計画期間の削減義務率が、▲8%削減であった場合

年度	2010	2011	2012	2013	2014
削減計画期間 (第1計画期間)	削減計画期間 (第1計画期間)				
削減義務期間	削減義務期間				

〔総量削減義務履行の状態〕

基準排出量: 10,000^{トン}/年、削減義務率: ▲8%の場合
 ⇒ 2年間の排出量の合計を 18,400^{トン} (9,200^{トン}/年 × 2年間分) 以下に

★2013年度: 「特定地球温暖化対策事業所」に指定

3(76) 新築ビル等の取扱いについて ②基準排出量算定までの流れ

新築ビルであり、竣工年は1年未満の稼働であったが、竣工年から1,500kL以上となった事業所の場合

	①過去の実績排出量に基づく基準排出量	②排出標準原単位を用いた算出値
ガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン ● 基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン
竣工		
2年度目	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書の提出（検証を付して）（10月末） ● 地球温暖化対策計画書の作成（11月末又は指定地球温暖化対策事業所の指定の日から90日を経過した日のいずれか遅い日）・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● 同左
3年度目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策計画書の作成（検証を付して）（11月末）・公表 ● 運用管理基準の適用期間なので運用管理条件を満たすよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● なし
4年度目	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策計画書の作成（検証を付して）（11月末）・公表 ● 運用管理基準の適用期間なので運用管理条件を満たすよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● なし
基準排出量の決定申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準排出量決定申請書等の作成・提出（検証を付して）（9月末） ● 運用管理報告書の提出（9月末） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 同左 ● なし
5年度目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策計画書の作成・公表（検証を付して）（11月末） <p>「特定地球温暖化対策事業所」に指定・・・<<<総量削減義務>>></p>	

4 今後の主なスケジュール等（予定）

2019（平成31）年度

		4～9月	10～3月
説明会等	【制度全般】	<ul style="list-style-type: none"> ■新規管理者等制度講習会（5月24日、28日） ■基準排出量変更申請書の作成に関する説明会（7月9日、10日） ■第3計画期間の改正事項等説明会（5月8日、10日、14日） ■地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会（5月31日、6月11日、18日、19日、26日、27日） 	<ul style="list-style-type: none"> ■新規管理者等制度講習会（10月～11月頃開催予定） ■地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会（11月～12月頃開催予定）
	【排出量取引関係】	<ul style="list-style-type: none"> ■排出量取引説明会（新規担当者向け）（5月28日） 	<ul style="list-style-type: none"> ■テナント省エネセミナー（夏～秋頃開催予定） ■排出量取引セミナー&マッチングフェア2019（10月～11月頃開催予定）
届出・申請	【トップレベル事業所関係】	<ul style="list-style-type: none"> ■第3計画期間向け東京都トップレベル事業所認定ガイドライン改正説明会（4月16日、17日、18日） ■トップレベル事業所等認定に関する説明会（5月29日、30日） ■トップレベル事業所フォーラム（夏頃開催予定） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ■基準排出量決定の申請（9月末まで） ※検証機関の検証を経て提出 ■基準排出量変更の申請（9月末まで） ※検証機関の検証は不要 ■その他ガス削減量算定報告書の申請（9月末まで） ※検証機関の検証を経て提出 ■トップレベル事業所認定の申請（9月末まで）（希望者のみ） ※検証機関の検証を経て提出 ■都外クレジット算定方法等申請書 都外クレジット削減量認定申請書（9月末まで）（該当者のみ） ※検証機関の検証を経て提出 	<ul style="list-style-type: none"> ■計画書の提出（11月末まで） ※検証機関による検証を経て提出 ■特定テナント等計画書の提出（11月末まで）（該当者のみ） ■その他ガスモニタリング計画書の提出（12月末まで）（該当者のみ） ※検証機関の検証を経て提出 ■指定に係る確認書の届出（10月末まで） （2018年度実績が初めて1,500kLを超えた事業所のみ対象） ※検証機関の検証を経て提出 ■指定相当該当の届出（10月末まで） （2018年度実績が初めて1,500kLを超えた中小企業等が1/2以上所有する事業所のみ対象） ※中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認

5 (1) 御質問等をお寄せいただく場合の方法等

●御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式(質問シート)」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしく願いいたします。

(FAXで送信いただくことも可能です。)

「共通の書式(質問シート)」のダウンロード

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/faq/question_download.html

●皆様からいただいた御質問に対する回答は、対象事業所の全ての皆様と広く共有させていただきたいと考えております。

●このため、一般的な御質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答(FAQ)」として掲載させていただく場合があります。

【送付先】東京都 環境局 地球環境エネルギー一部 総量削減課 「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

Eメール : keikakusho@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関する御質問)

torihiki@ml.metro.tokyo.jp (排出量取引に関する御質問)

FAX : 03(5388)1380

5 (2) 制度の相談窓口の設置について

■「制度の相談窓口」の開設について(事前予約制)

- 対象事業所の皆様を対象とした個別相談窓口を開設しています。
- 基準排出量決定の申請手続、地球温暖化対策計画書の作成方法、特定テナント対策など、個別のご相談に対応させていただきます。
- 本相談窓口をご利用いただく際には、できるだけ多くの皆様に十分な時間にご利用いただけるよう、「事前予約制」とさせていただきます。

皆様の御理解・御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

- 相談窓口の予約方法等につきましては、東京都環境局のHP等をご覧ください。

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/helpdesk.html



●「相談窓口」設置場所

東京都環境局 地球環境エネルギー部 総量削減課
「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
都庁第二本庁舎 20階南側



5 (3) メールマガジンへの登録について

●メールマガジンにご登録いただきますと、ホームページを更新次第、随時情報を配信いたします。

■東京都地球温暖化対策情報メールマガジン(次のページより登録ができます)

URL <http://www.mag2.com/m/0000195977.html>

東京都地球温暖化対策情報メールマガジン 殿堂入り

行政・政治・地域情報 » 団体 » 団体全般

地球温暖化対策について、東京都の様々な情報を随時配信してまいります(主にホームページの更新内容や講習会・研修会等の情報)。 [発行者サイト](#)

価格 無料 部数 3,750部 最新発行日 2010/04/20 バックナンバー 全て公開

形式 PC・携帯向け/テキスト形式

発行周期 不定期

規約に同意して

【お知らせ内容】

- ◇ 新制度における新たな説明会の開催情報
- ◇ 各種規定などの決定事項
- ◇ FAQの更新情報
- ◇ 『テナント事業者の事例』の追加

などなど、新着情報をいち早くお届けします！

注意事項

- 『TOKYO 環境局ニュース』(ID:0000182822)は、株式会社まぐまぐのサービスを利用して配信されます。
- 配信の登録をすると、「まぐまぐ」発行のメールマガジン『ウィークリーまぐまぐ』にも併せて登録され、無料で配信されます。当該メールマガジンがご不要の方はお手数ですが、「まぐまぐサイト：<http://www.mag2.com/wmag/>」、又は、配信登録後の読者登録完了画面（受信メール本文中）から、ご自分で登録解除をお願いします。
- 配信の遅延・不着に関して、当局は一切の責任を負いません。
- メールマガジンの配信に関する登録／解除の設定は配信希望者自身の意思に基づいて行われるものであり、当局がその手続きを代行することはありません。
- メールマガジン本文以外の内容（「まぐまぐ」からのお知らせや広告など）については、当局は一切の責任を負いません。
- 携帯電話、PHSのメールアドレスは登録できません。